

第 3 委員会報告資料

福岡市中小企業・小規模事業者振興推進プラン（案）
について

平成 26 年 9 月
経済観光文化局

「福岡市中小企業・小規模事業者振興推進プラン（案）」の報告の概要

福岡市では、これまで、政令市有数規模の“商工金融資金の融資枠の確保”や、商店街の活性化に向けた自主的な取組みを広く支援する“商店街活力アップ事業”などの事業を推進しており、中小企業振興を中心とする商工費の歳出全体に占める割合は約16%と、政令市の中で最も高くなっている。（平成24年度決算 普通会計ベース）

そのような中、「中小企業・小規模事業者を取り巻く環境」や、「中小企業・小規模事業者の課題・問題点などの現状」、「国の法改正の動き」などを踏まえ、平成26年4月1日に、中園副市長をトップとした全庁的な推進組織である、中小企業・小規模事業者振興推進本部を設置した。

中小企業・小規模事業者振興推進本部では、大きく2つの柱を検討



① 「福岡市中小企業・小規模事業者振興推進プラン」の策定 <資料1, 2>

「福岡市中小企業・小規模事業者振興推進プラン（案）」のポイント

- 『自らの強みを活かし前向きな一歩を踏み出す事業者を支援』する姿勢の明確化
- 中小企業関係団体等との意見交換などで得られた課題等に対して5つの取組みの方向性を策定。
- 中小企業・小規模事業者の事業所数、従業者数について、成果指標を設定。

② 課題に対応する取組みを次々と実施 <資料3>

「福岡市中小企業・小規模事業者振興推進プラン（案）」に基づく取組みのポイント

- <課題>窓口がわかりにくい
→『福岡商工会議所と福岡市で分かれていた経営相談の窓口、電話番号を一元化』
- <課題>支援メニューがわかりにくい
→『国、県、市の支援メニューが一度にわかる施策マップの提供開始』
- <課題>きめ細かな支援、相談しやすい体制が不可欠
→『返済相談事業における企業訪問件数を1.6倍に増加させるなど助言等の体制を強化』
- <課題>商店街の空き店舗への出店希望者への支援が必要
→『商工会議所、宅建協会と連携した空き店舗情報の一元化、Web上での配信を開始』 など

今後も、新たな取組みの検討にあたっては、福岡市中小企業・小規模事業者振興推進プランを踏まえながら、可能なものは随時実施、予算措置が必要なものは予算要求等を行い、推進していく予定。

福岡市中小企業・小規模事業者振興推進プラン（案）の概要

1 プランの概要

※小規模事業者・・・製造業、その他の業種で従業員20人以下、商業・サービス業で従業員5人以下の事業者をいう。

(1) プラン策定の趣旨

福岡市経済の安定と発展に寄与している中小企業・小規模事業者[※]振興の意義、目標像、支援の基本姿勢の明確化と、関係機関等とも連携したきめ細かい支援を実施するための取組みをとりまとめて、体系的に示すもの。

(2) プランの位置付け

政策推進プラン「施策6-3 地域経済を支える地場中小企業などの競争力強化」を推進する具体的な取組みをとりまとめたもの。

(3) プランの期間

平成26年度から平成28年度までの3年間（政策推進プランの期間との整合）

2 プラン策定の背景

(1) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境の現状

高齢化の進展、国内外の競争の激化、IT技術の発達による流通構造の変化などの経済社会情勢の変化により、需要の多様化と減少、働き方の多様化、地域の産業構造の変化等、取り巻く環境が大きく変化。

(2) 中小企業・小規模事業者の現状（課題・問題点）

- ①経営資源の制約により価格競争力や販売力が弱く、顧客ニーズの変化や需要の減少への対応が不十分。
- ②事業が個人の能力に大きく依存し、経営者の高齢化等により倒産・廃業が進展。
- ③商圏が狭く、地域経済の動向との密接な連動により、地域全体の活力の低下による影響大。
- ④知名度や信用力不足により販売実績が上がらず苦慮。
- ⑤国・県・市や各支援機関の施策が利用しにくいとの意識。

(3) 国の動き

中小企業基本法の改正（平成25年9月）及び小規模企業振興基本法の制定、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正（平成26年6月）

3 中小企業・小規模事業者支援の基本姿勢

(1) 中小企業・小規模事業者振興の意義

環境の大きな変化の中、国内外の需要を開拓し、個人に能力の発揮の場を与え、地域経済の活性化に寄与する中小企業・小規模事業者に期待される役割は大きい。その活力を最大限発揮させ、その持続的な発展を実現させるための環境を整備することが、振興の意義。

(2) 中小企業・小規模事業者の目標像

経済社会の構造的変化の中で、自らの強みを活かしつつ、前向きな一歩を踏み出していくことで、地域を牽引する成長発展のみならず、地域に根ざした持続的発展を実現していく。

(3) 中小企業・小規模事業者支援の基本姿勢

中小企業・小規模事業者振興は、事業者自体の主体的な取組みが重要で、その取組みを支援するとの姿勢を基本とする。また、支援にあたっては、事業者の課題を全庁的な課題と捉え、国・県・関係機関とも連携しながら、事業者の取組みをきめ細かく支援していく。

4 取組みの方向性

(1) 新たな需要を見据えた経営の推進

- ①持続的な事業運営の推進と経営基盤の強化
- ②国内外の販路拡大に向けた支援
- ③新事業展開や高付加価値化の支援

(2) 多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出

- ①創業・第2創業支援（※特に、グローバル創業・雇用創出特区を活用して推進）
- ②円滑な事業承継支援
- ③人材の育成・確保

(3) 地域活性化のための地域資源の活用と商店街の振興

- ①地域資源の発掘・ブランド化
- ②地域と共働する商店街の取組みの支援

(4) 公共事業などの受注機会の確保

- ①公共事業の予算確保や計画的な発注
- ②地場企業の育成・振興及び受注機会の確保
- ③公共調達における参入機会の拡大

(5) 支援体制の強化と利用促進

- ①支援体制の強化
- ②利用促進の工夫

5 中小企業・小規模事業者振興の成果指標

◆福岡都市圏の中小企業・小規模事業者の事業所数（雇用保険適用事業所数）、従業者数（雇用保険被保険者数）を増やす。

	基準（平成25年度末）	➔	目標（平成28年度末）
事業所数	39,700事業所		43,000事業所
従業者数	320,836人		340,000人

6 プランの推進体制

取組みについて、実施可能なものは年度内にも随時実施し、新たな予算措置を伴うものは平成27年度以降に実施する。

中小企業振興審議会や、中小企業・小規模事業者振興推進本部会議の開催などにより、プランの進捗管理を行っていく。また、推進本部幹事会を必要に応じて開催し、追加支援策の検討などを行っていく。

福岡市中小企業・小規模事業者振興推進プラン（案）

1 プランの概要

（1）プラン策定の趣旨

福岡市内事業者の大多数を占める中小企業・小規模事業者^(※1)が、地域経済の安定と経済社会の発展に寄与するという重要な役割を担っていることに鑑み、中小企業・小規模事業者振興の意義、目標像、支援の基本姿勢を明確化するとともに、事業者の抱える課題を全庁的な課題と捉え、関係機関等と連携したきめ細かい支援を実施するための取組みをとりまとめて、体系的に示すもの。

(※1) 小規模事業者・・・中小企業基本法に定義する「小規模企業者」をいう。
(製造業、その他の業種：従業員20人以下、商業・サービス業：従業員5人以下)

（2）プランの位置付け

平成25年6月策定の第9次福岡市基本計画第1次実施計画である政策推進プランにおける、「施策6-3 地域経済を支える地場中小企業などの競争力強化」を推進する具体的な取組みをとりまとめたもの。

（3）プランの期間

平成26年度から平成28年度までの3年間（政策推進プランの期間との整合）

2 プラン策定の背景

（1）中小企業・小規模事業者を取り巻く環境の現状

全国的な傾向と同様に、福岡市においても、中小企業・小規模事業者は、高齢化の進展、国内外の競争の激化、IT技術の発達による流通構造の変化などの経済社会情勢の変化に直面しており、需要の多様化と減少、働き方の多様化、地域の産業構造の変化等、取り巻く環境が大きく変化している。

（2）中小企業・小規模事業者の現状（課題・問題点）

中小企業・小規模事業者は、次のような課題を抱え、売上や事業所数の減少などを招いている。

- ①資金、人材、商品開発力などの経営資源に制約があることから価格競争力や販売力が弱く、顧客ニーズの変化や需要の減少への対応が不十分である。
- ②事業の存続が個人の能力に大きく依存する面があり、経営者の高齢化等により倒産・廃業が進展している。
- ③商圏が狭く、地域経済の動向に密接に連動するため、地域全体の活力の低下の影響を受けやすい。
- ④知名度や信用力などが不足することから販売実績を重ねられず、販売実績が上がらないから知名度や信用力が上がらないという循環に陥っている。

- ⑤複雑化、多様化、高度化する経営課題に対応するため、国・県・市や各支援機関でさまざまな支援を行っているが、相互の連携は十分とは言えず、利用者にとって利用しにくいとの意識もあり、施策を十分に活用しきれていない。

（3）国の動き

中小企業・小規模事業者の中でも、特に小規模事業者に焦点を当てた事業の再構築を行い、集中して課題解決の措置を講じることが急務との認識のもと、関係法の制定・改正が行われている。

- ・平成25年9月 中小企業基本法の改正
- ・平成26年6月 小規模企業振興基本法の制定、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の改正

3 中小企業・小規模事業者支援の基本姿勢

（1）中小企業・小規模事業者振興の意義

中小企業・小規模事業者を取り巻く環境が大きく変化している中、国内外の需要を開拓し、個人に能力の発揮の場を与え、地域経済の活性化に寄与する中小企業・小規模事業者に期待される役割は大きい。その活力を最大限発揮させ、その持続的な発展を実現させるための環境を整備することが、中小企業・小規模事業者の振興の意義である。

（2）中小企業・小規模事業者の目標像

中小企業・小規模事業者が、経済社会の構造的変化の中で、自らの強みを活かしつつ、前向きな一歩を踏み出していくことで、地域を牽引する成長発展のみならず、地域に根ざした持続的発展を実現していく。

（3）中小企業・小規模事業者支援の基本姿勢

中小企業・小規模事業者の振興は、事業者自身が主体的に取り組むことが重要であり、その取組みを支援するとの姿勢を基本とする。また、支援にあたっては、事業者の抱える課題を全庁的な課題と捉え、国・県・関係機関とも連携しながら、中小企業・小規模事業者によりそったきめ細かな支援を行っていく。

4 取組みの方向性

（1）新たな需要を見据えた経営の推進

需要が多様化し、変化する中で、中小企業・小規模事業者が円滑かつ持続的に事業を運営していくためには、事業者自身が自らの強みを生かしつつ、変化に対応した経営計画づくりを進め、戦略的な販路拡大や、変化する顧客のニーズに応じた商品やサービスの提供など、需要を見据えた計画的な経営を推進していくことが必要である。そこで、次の3つの取組みにより、需要の変化を見据えた経営の推進を目指す。

①持続的な事業運営の推進と経営基盤の強化

需要の変化による新たな需要に対応し、円滑かつ持続的に事業を運営していくために、商工会や商工会議所などの中小企業支援機関等との連携強化による経営相談の充実を図るとともに、専門家派遣の活用等によるビジネスプランや、緊急事態への対応力の向上のためのBCP（事業継続計画）の策定支援などを行う。また、資金需要に応じた融資制度の充実を図り、資金調達の支援に努める。

②国内外の販路拡大に向けた支援

国内外への販路拡大のアプローチを充実・強化するよう、製品や技術等を提案する国内外での展示会・商談会などへの参加、福岡貿易会やジェトロなどの貿易支援機関を活用した海外展開、IT技術の活用による販売の促進などを支援する。特に、食やクリエイティブ関連産業^(※2)などの分野については、販路拡大を重点的に支援する。

(※2) クリエイティブ関連産業・・・建築、コンピュータソフト・サービス、映像・音楽、広告、デザイン業などからなる産業群（経済産業省の定義に基づく）

③新事業展開や高付加価値化の支援

需要の変化に対応した商品・サービスの付加価値の向上や、新技術を活用した商品化等の中小企業・小規模事業者の新たな取組みを支援する。

(2) 多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出

中小企業・小規模事業者は、規模が小さいこともあり、事業の存続・発展が個々人の能力に大きく依存する面があるため、若者、女性、シニアなど多様な人材を活用することは、持続的発展にも必要不可欠である。多様な人材・新たな人材の活用により、創業や第2創業^(※3)、円滑な事業承継などを促すことで、地域経済全体の活性化がさらに促進される。そこで、次の3つの取組みを講じることにより、多様な、新たな人材の活用による事業の展開・創出を目指す。

(※3) 第2創業・・・既存事業者が新規事業分野などに挑んでいくこと

①創業・第2創業支援

新しい企業等が生まれ、また、今ある企業等が新しい事業にチャレンジすることで、市民生活を豊かにする新しい価値、サービスや雇用を創出する、スタートアップ支援を推進していく。

特に、国家戦略特区である「グローバル創業・雇用創出特区」に指定されたことを受け、福岡市の施策だけでなく、国の施策・規制改革・税制などを一体的に活用しながら、創業検討期、立ち上げ期、成長期の各段階に応じて、資金調達や人材確保、販路拡大、情報提供などの支援を充実・強化していく。また、スタートアップカフェにおける創業の裾野を広げる取組みや、国が設置する雇用労働相談センターの積極的な活用とともに、学校教育におけるチャレンジマインドの醸成や、再チャレンジへの支援も積極的に行う。

②円滑な事業承継支援

経営者の高齢化が進んでおり、事業承継を円滑に行うためには、早い段階からの計画的な取組みが必要とされていることを踏まえ、早期準備の必要性の周知や個々の事業者における計画づくりを支援するとともに、福岡県事業引継ぎ支援センターなどの活用も促していく。また、後継者の経営者としての能力向上を支援するとともに、後継者がいない場合の相談対応や、廃業を選択しようとする経営者に対しての適切な情報提供を行っていく。

③人材の育成・確保

若者・女性・シニア等多様な人材の活用を進めるため、求職中あるいは就職後の業務に必要な技術、知識などの習得や向上を図る研修・講座などの実施を支援する。

人材確保に不可欠な、労働条件の明確化や福利厚生の実施などの企業の環境整備や魅力向上の取組みを支援するとともに、企業の魅力発信や求職者の意識啓発、企業と求職者のマッチング強化などに努める。また、経営者の知識、技能、管理能力の向上を図るため、中小企業大学校等で実施されている研修等を周知し、その活用も促していく。

また、義務教育期間中の児童生徒について、中小企業・小規模事業者での職業体験などを通して、勤労観や職業観などを育成し、「生きる力」を身につけた社会人・職業人としての自立につなげていく。

(3) 地域活性化のための地域資源の活用と商店街の振興

地域経済全体の動向に密接に連動する中小企業・小規模事業者の活力を生かすため、個々の事業者の経営支援のみならず、地域の資源を発掘し、ブランド化を促進することが必要である。また地域コミュニティの担い手としての役割も持つ商店街においては、地域活動や地域の課題解決など地域との共働に向けた取組みを支援するとともに、持続的な活動のためにも基盤となる集客力・販売力の向上を図ることが必要である。そこで、次の2つの取組みを講じることにより、地域活性化やにぎわい創出の促進を目指す。

①地域資源の発掘・ブランド化

福岡市ならではの農林水産品、観光資源、伝統産業等の魅力の発掘、国内外への積極的なPR、新たな商品の開発や多様な主体との連携促進などにより、地域が一体となった地域資源のブランド化など地域活性化の取組みを支援する。

農林水産品については、市内産の農林水産物を使用した加工品の開発や国内外への販路拡大、高付加価値化への取組みをジェトロなど関係機関と連携して支援する。

観光資源については、祭りや食、ショッピング、文化・エンターテインメントなどの魅力を国内外に効果的に情報発信するとともに、観光客のさらなる誘致に努めていく。

伝統産業については、後継人材の発掘・育成や、販路拡大への支援を行うとともに、伝統工芸品の展示機会の増や活用の促進等を図り、市民や観光客のさらなる認知度向上に努めていく。

②地域と共働する商店街の取組みの支援

商店街の地域活動や地域の課題解決に向けた活動の促進に向け、地域との連携強化や環境整備など、地域との共働に向けた取組みの支援を強化する。

一方、地域と連携した商店街への集客努力に対して、地域特性や商店街の実情に応じて支援するとともに、集客の核となる魅力ある店舗の創出などの支援を行い、併せて、商店街の持つ魅力や情報の発掘・発信の強化を支援する。

また、商店街の活動を支え、地域との橋渡しの役割も担う人材の確保、育成に向け、新たな担い手の参入や多様な人材との連携を促進する。

(4) 公共事業などの受注機会の確保

技術者不足や労務費・資材価格の高騰など建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共事業については、円滑な施工を確保するための対策を推進するとともに、地場中小企業の育成を図ることが必要である。

そこで、次の3つの取組みを講じることにより、公共事業などの受注機会の確保、参入機会の拡大を目指す。

①公共事業の予算確保や計画的な発注

必要な公共事業の予算確保、労務費・資材価格などの変動状況を踏まえた設計単価の設定、スピーディかつ計画的な発注などを推進する。

②地場企業の育成・振興及び受注機会の確保

公共工事の発注にあたっては、地場企業の育成・振興を図るため、地場企業への優先発注を基本とするとともに、総合評価方式の運用等により、専門的かつ高度な技術力を持った地場企業の育成を図る。

③公共調達における参入機会の拡大

中小企業者に関する国等の契約の方針や国の動向などを踏まえ、福岡市の公共調達における中小企業・小規模事業者の参入機会の拡大のための検討を行うなど、適切な対応を図る。

(5) 支援体制の強化と利用促進

複雑化・多様化・高度化している中小企業・小規模事業者の抱える課題を踏まえ、きめ細かく支援ニーズに対応していくためには、福岡市と国・県、商工会・商工会議所等の支援機関、金融機関等の民間事業者が、相互の役割の理解と連携を深め、協力して支援に取り組む体制を構築していく必要がある。

また、各支援機関が提供するサービスの内容を、よりわかりやすい形で周知するとともに、煩雑な行政の手続き等に対し、利用しやすい窓口の整備や手続きの迅速化など、利用促進や負担軽減についても、配慮していく必要がある。そこで、次の2つの取組みを講じることにより、支援体制の強化を目指す。

①支援体制の強化

福岡市において、その時々の中企業・小規模事業者が求める支援ニーズを踏まえながら、組織・窓口体制を柔軟に見直していくとともに、支援効果の最大化が図られるよう、市と各支援機関等との連携を強化していく。

また、多岐にわたり複雑化している支援機関の施策について、相互の情報共有に努める。

②利用促進の工夫

各支援機関が提供する支援サービスについて、各支援機関のWebをはじめとした広報媒体を活用した情報提供を実施することによって、利用者が求める情報を把握しやすくするとともに、行政の各種手続きも含め、窓口の一本化や、手続きの迅速化など、制度利用者の利用促進や負担軽減の取組みを進めていく。

5 中小企業・小規模事業者振興の成果指標

中小企業・小規模事業者振興にあたっては、取組みの効果が途中経過として把握できるよう、毎年把握できる数を目指した。

◆福岡都市圏の中小企業・小規模事業者の事業所数、従業者数を増やす。

平成25年度末		平成28年度末
事業所数	39,700事業所	→ 事業所数 43,000事業所
従業者数	320,836人	従業者数 340,000人

*「事業所数」「従業者数」はそれぞれ雇用保険の適用事業所、被保険者をいい、従業者のいない事業所等は含まれない。

6 プランの推進体制

○福岡市中小企業振興審議会や、福岡市中小企業・小規模事業者振興推進本部会議の開催などにより、プランの進捗管理を行っていく。また、推進本部幹事会を必要に応じて開催し、追加支援策の検討などを行っていく。

振興推進プラン（案）に基づく取組み

★…平成 26 年度新規

(1) 新たな需要を見据えた経営の推進

円滑かつ持続的に事業を運営していくために、事業者自身の強みを生かしつつ、変化に応じた経営計画づくりを進め、戦略的な販路拡大や、顧客のニーズに応じた商品やサービスの提供など、需要を見据えた計画的な経営を推進していく。

①持続的な事業運営の推進と経営基盤の強化

新たな需要に対応し、円滑かつ持続的に事業を運営していくために、商工会や商工会議所などの中小企業支援機関等との連携強化による経営相談の充実を図るとともに、専門家派遣の活用等によるビジネスプランや、緊急事態への対応力の向上のための事業継続計画の策定支援などを行う。また、資金需要に応じた融資制度の充実を図り、資金調達の支援に努める。

- 高度化の推進 【経済観光文化局】
- 小規模事業対策 【経済観光文化局】
- 商工金融資金・金融対策 【経済観光文化局】
- 返済相談事業 【経済観光文化局】
- 経営相談・診断助言事業 【経済観光文化局】
- ★経営相談事業等の強化 【経済観光文化局】
 - <概要>返済相談事業における企業訪問件数を増加（5,000 件→8,000 件）させるなど、経営改善を含め個々の中小企業者への診断・助言体制を平成 26 年 4 月から強化。
- 福岡先端システム LSI 開発拠点推進構想事業 【経済観光文化局】
- 事業所省エネ技術導入サポート事業 【環境局】
- ★事業系一般廃棄物資源化施設の整備支援 【環境局】
 - <概要>事業系一般廃棄物の資源化推進に寄与する施設及び設備を市内で整備するために要する費用について、その一部を補助する制度を平成 26 年 4 月から新設。

②国内外の販路拡大に向けた支援

国内外への販路拡大のアプローチを充実・強化するよう、製品や技術等を提案する国内外での展示会・商談会などの機会の提供や、アジア経済交流センターなどの貿易支援機関を活用した海外展開、IT技術の活用による販売の促進などを支援する。特に、食やクリエイティブ関連産業などの分野については、販路拡大を重点的に支援する。

- 新市場開拓の推進 【経済観光文化局】
- 四市連携地場企業販路拡大推進事業 【経済観光文化局】
- アジアビジネス促進・支援事業 【経済観光文化局】
- フードビジネス販路拡大支援事業 【経済観光文化局】

- 国際展示会等支援事業 【経済観光文化局】
- アジア経済交流センター等事業 【経済観光文化局】
- 海外駐在員ビジネス連携推進事業 【経済観光文化局】
- ★フードエキスポの開催 【経済観光文化局】
 - <概要>国内外の優良バイヤーを多数招聘して商談会を開催し、食品関連企業の販路拡大を支援。
- クリエイティブ福岡プロモーション 【経済観光文化局】
- ★Meeting Place Fukuoka の設置によるビジネスコーディネート 【経済観光文化局】
 - <概要>MICE で福岡に来る企業や参加者と、地元を中心とした企業とのマッチングなどを実施。
- 福岡市スマートコミュニティ創造協議会・交流会 【環境局】
- 福岡市スマートコミュニティ創造協議会・展示会への出展支援・情報発信 【環境局】
- スマートハウスプロジェクト 【環境局】

③新事業展開や高付加価値化の支援

需要の変化に対応した商品・サービスの付加価値の向上や、新技術を活用した商品化等の中小企業・小規模事業者の新たな取組みを支援する。

- ★トライアル発注認定事業 【経済観光文化局】
 - <概要>「製品」だけでなく「サービス」も含むよう、認定対象を拡大。
- ロボット関連産業振興事業 【経済観光文化局】
- ロボスクエアの運営 【経済観光文化局】

(2) 多様な人材・新たな人材の活用による事業の展開・創出

中小企業・小規模事業者は、事業の存続・発展が個々人の能力に大きく依存する面があり、若者、女性、シニアなど多様な人材の活用は、持続的発展にも必要不可欠である。多様な、新たな人材の活用により、創業や第2創業、円滑な事業承継などを行い、地域経済全体の活性化を促す。

①創業・第2創業支援

創業や第2創業により、市民生活を豊かにする新しい価値、サービスや雇用を創出する、スタートアップ支援を推進する。特に、国家戦略特区の指定を受け、国の施策・規制改革・税制なども一体的に活用しながら、創業検討期など各段階に応じて、資金調達や人材確保、販路拡大、情報提供などの支援を充実・強化する。また、学校教育におけるチャレンジマインドの醸成や、再チャレンジへの支援も積極的に行う。

★スタートアップ奨学金の創設 【総務企画局】

＜概要＞留学する日本人大学生を対象に、卒業後に地元福岡で創業又は就職した場合に返済が免除される「スタートアップ奨学金」を平成26年4月に創設。

★スタートアップ資金、ステップアップ資金の創設 【経済観光文化局】

＜概要＞創業者や第2創業者を対象とした融資制度を平成26年4月から新設。

インキュベート事業 【経済観光文化局】

創業者応援団事業 【経済観光文化局】

★産業競争力強化法に基づく創業支援事業計画の開始 【経済観光文化局】

＜概要＞創業者に対する会社設立時の登録免許税の軽減等を国が支援。

★スタートアップカフェの設置 【経済観光文化局】

＜概要＞専任コーディネーター配置やワンストップ開業窓口の設置、人材マッチングなどにより、創業を支援するスタートアップのポータルカフェを平成26年10月から設置。

★ビジネスプランコンテストの実施 【経済観光文化局】

＜概要＞海外ベンチャー企業との出会いの場を設け、国内・市内ベンチャー企業のグローバル化を支援するための、英語によるコンテストを平成26年10月に開催。

★チャレンジマインド教育 【経済観光文化局】

＜概要＞チャレンジマインドを持った人材育成のため、東京の5名のIT起業家による訪問授業を舞鶴中学校で平成26年7月に実施するとともに、中学生対象の講座を開催予定。

産学連携交流センター運営 【経済観光文化局】

九州先端科学技術研究所支援等 【経済観光文化局】

福岡市組込みソフト開発応援団事業 【経済観光文化局】

②円滑な事業承継支援

経営者の高齢化が進む中、円滑な事業承継のためには、早い段階からの計画的な取り組みが必要とされており、早期準備の必要性の周知や個々の事業者における計画づくりを支援するとともに、福岡県事業引継ぎ支援センターなどの活用も促す。また、後継者の経営者としての能力向上を支援するとともに、後継者がいない場合の相談対応や、廃業を選択しようとする経営者に対する適切な情報提供を行う。

博多織技能開発養成学校支援事業 【経済観光文化局】

博多人形の振興 【経済観光文化局】

技能功労者表彰式 【経済観光文化局】

博多マイスター事業 【経済観光文化局】

③人材の育成・確保

多様な人材の活用のため、業務に必要な技術、知識などの習得等の研修・講座などの実施を支援する。人材確保に不可欠な、労働条件の明確化や福利厚生充実などの環境整備の取組み等の支援とともに、企業の魅力発信や求職者の意識啓発、企業と求職者のマッチング強化などに努める。経営者の能力向上のため、中小企業大学校等の研修等を周知し、活用も促す。また、小・中学校の児童生徒に、職業体験などにより勤労感や職業観などを育成し、「生きる力」を身につけた社会人・職業人としての自立につなげる。

— 留学生と企業との交流サロン 【総務企画局】

— よかトピア留学生奨学金（就業体験付き奨学金） 【総務企画局】

— 女性のチャレンジ支援のための講座 【市民局】

— 女性の活躍推進 【市民局】

— 能力開発の推進 【経済観光文化局】

— 博多商人塾 【経済観光文化局】

— （公財）福岡市中小企業従業員福祉協会による福利厚生事業 【経済観光文化局】

— 就労相談窓口事業 【経済観光文化局】

★ハローワークとの連携強化 【経済観光文化局】

＜概要＞各区の就労相談窓口で、ハローワーク求人情報をオンライン化し、タイムリーな中小企業の求人情報の提供を平成26年9月から開始。

— 中高年雇用促進事業 【経済観光文化局】

— 就活支援プラザ事業 【経済観光文化局】

— 地元ゲンキ企業就職情報発信事業 【経済観光文化局】

★地元企業情報発信事業 【経済観光文化局】

＜概要＞地元の企業と学生とのマッチングのため、九州地区大学就職指導研究協議会運営の就職情報サイト「Qナビ」を活用した地元企業の情報発信を平成26年8月から開始。

★合同会社説明会の実施 【経済観光文化局】

＜概要＞未内定の大学4年生等を対象に、平成27年4月採用予定の地元企業とのマッチングの場として、市単独での会社合同説明会を平成27年1月に実施。

— デジタルコンテンツクリエイター育成事業 【経済観光文化局】

— ICTクリエイター育成事業 【経済観光文化局】

— 勤労者福祉事業費補助金 【経済観光文化局】

— 小学生からのキャリア教育事業 【経済観光文化局】

— おもてなし推進事業 【経済観光文化局】

— 職場体験 【教育委員会】

(3) 地域活性化のための地域資源の活用と商店街の振興

地域と連動する中小企業・小規模事業者の活力を生かすため、個々の経営支援のみならず、地域の資源を発掘し、ブランド化を促進する。また地域コミュニティの担い手としての役割も持つ商店街において、地域との共働に向けた取組みを支援するとともに、持続的な活動のためにも基盤となる集客力の向上を図っていく。

①地域資源の発掘・ブランド化

福岡市ならではの農林水産品、観光資源、伝統産業等の魅力発掘、国内外への積極的なPR、新商品の開発や多様な主体との連携促進などにより、地域資源のブランド化など地域活性化の取組みを支援する。農林水産品は、市内産品使用の加工品の開発や販路拡大、高付加価値化への取組みをジェトロなど関係機関と連携して支援する。観光資源は、祭りや食、ショッピング、文化・エンターテインメントなどの魅力を効果的に情報発信し、観光客のさらなる誘致に努める。伝統産業は、後継人材の発掘・育成や、販路拡大への支援とともに、伝統工芸品の展示機会増や活用促進等を図り、さらなる認知度向上に努める。

- 福岡市伝統的工芸品振興委員会事業 【経済観光文化局】
- その他の伝統産業の振興 【経済観光文化局】
- はかた伝統工芸館管理運営 【経済観光文化局】
- クリエイティブ関連産業の振興 【経済観光文化局】
- クリエイティブ・エンターテインメント都市づくり推進事業 【経済観光文化局】
- 日本で唯一の歴史資源活性化事業（志賀島、今津の新ご当地グルメ） 【経済観光文化局】
- 官兵衛プロジェクト 【経済観光文化局】
- 福岡で「もう一泊」推進事業 【経済観光文化局】
- ★食の観光プロモーション事業 【経済観光文化局】
＜概要＞「ミシュランガイド福岡・佐賀 2014 特別版」に連動する英語版 WEB サイトを平成 26 年 9 月から開設し、福岡の食の魅力を海外に向けて発信。
- 戦略的情報発信事業 【経済観光文化局】
- 市内産農畜産物 6 次産業化推進事業 【農林水産局】
- 水産ベンチャー育成事業 【農林水産局】
- 志賀島ミニ産直市 【東区】
- さわら魅力アップづくり事業（サザエさん通りを生かしたまちづくり事業） 【早良区】
- 小学校給食物資の地場調達 【教育委員会】

②地域と共働する商店街の取組みの支援

商店街の地域活動や地域の課題解決に向けた活動の促進に向け、地域との連携強化や環境整備など、共働の取組みの支援を強化する。商店街の集客のため、地域特性や商店街の実情に応じた支援や、集客の核となる個店創出などの支援を行い、商店街の魅力や情報の発掘・発信の強化も支援する。商店街活動を支え、地域との橋渡しの役割も担う人材の育成・確保に向け、新たな担い手の参入や多様な人材との連携を促進する。

- 商店街施策事業評価・研究事業 【経済観光文化局】
- 商店街における魅力ある核店舗創出事業 【経済観光文化局】
- 小売商業振興助成 【経済観光文化局】
- 地域との共生を目指す元気商店街応援事業 【経済観光文化局】
- 商店街高度化支援事業 【経済観光文化局】
- 姪浜買物広場管理事業 【経済観光文化局】
- 商店街活力アップ事業 【経済観光文化局】
- ★商店街空き店舗情報提供事業の実施 【経済観光文化局】
＜概要＞商店街の空き店舗解消を図るため、市、商工会議所、宅建協会との連携による、商店街と空き店舗の情報の一元化、Web 上での発信を平成 26 年 9 月から開始。
- MICE 誘致推進事業（商店街を活用したユニークメニュー） 【経済観光文化局】
- 香椎賑わいづくりの会 【東区】
- 大橋駅周辺活性化事業 ” 楽しかおおはし ” 【南区】

(4) 公共事業などの受注機会の確保

技術者不足や労務費・資材価格の高騰など建設業を取り巻く環境の変化を踏まえ、公共事業については、円滑な施工を確保するための対策を推進するとともに、地場中小企業の育成を図っていく。

①公共事業の予算確保や計画的な発注

必要な公共事業の予算確保、労務費・資材価格などの変動状況を踏まえた設計単価の設定、スピーディかつ計画的な発注などを推進する。

スピーディかつ計画的な発注 【財政局, 関係各局・区】

適正な設計単価の設定 【財政局, 関係各局・区】

②地場企業の育成・振興及び受注機会の確保

公共工事の発注にあたっては、地場企業の育成・振興を図るため、地場企業への優先発注を基本とするとともに、総合評価方式の運用等により、専門的かつ高度な技術力を持った地場企業の育成を図る。

指定管理者の選定等に係る地場企業優遇の評価項目の設定 【総務企画局, 関係各局・区】

地場企業への優先発注 【財政局, 関係各局・区】

総合評価方式の運用等による地場企業の育成 【財政局】

③公共調達における参入機会の拡大

中小企業者に関する国等の契約の方針や国の動向などを踏まえ、福岡市の公共調達における中小企業・小規模事業者の参入機会の拡大のための検討を行うなど、適切な対応を図る。

(5) 支援体制の強化と利用促進

複雑化・多様化・高度化している中小企業・小規模事業者の抱える課題を踏まえ、きめ細かく支援ニーズに対応していくために、福岡市と国・県、商工会・商工会議所等の支援機関、金融機関等の民間事業者が、相互の役割の理解と連携を深め、協力して支援に取り組む体制を構築していくとともに、利用しやすい窓口の整備や手続きの迅速化など、利用者の利用促進や負担軽減の取組みについて、配慮していく。

①支援体制の強化

中小企業・小規模事業者が求める支援ニーズを踏まえながら、組織・窓口体制を柔軟に見直していくとともに、支援効果の最大化が図られるよう、市と各支援機関等との連携を強化していく。
また、多岐にわたり複雑化している支援機関の施策について、相互の情報共有に努める。

★商工会議所等との連携強化 【経済観光文化局】

<概要>有効な施策推進等のため、平成26年4月から振興課を商工会議所ビルへ移転し、商店街の個店支援の強化を図る。

②利用促進の工夫

各支援機関が提供する支援サービスについて、各支援機関のWebをはじめとした広報媒体を活用した情報提供を実施することによって、利用者が求める情報を把握しやすくするとともに、行政の各種手続きも含め、窓口の一本化や、手続きの迅速化など、利用者の利用促進や負担軽減の取組みを進めていく。

地場企業の行政手続等の負担軽減 【財政局, 関係各局・区】

★施策マップの作成, 利用開始 【経済観光文化局】

<概要>中小企業庁が、国・県・市が実施する中小企業向け支援施策をインターネット上で確認できるシステム「施策マップ」を平成26年6月に創設。市の施策を登録し、事業者への周知を図る。

★相談しやすい窓口の整備 【経済観光文化局】

<概要>商工会議所ビル2階にある市と商工会議所の経営相談の受付窓口、電話番号を平成26年4月から一元化し、ワンストップ体制を整備する。